

## 第4章 目標達成に向けた施策

### 第1節 基本方針1

#### 基本方針

#### 1

## ごみを発生させない社会の確立

「ごみを発生させない社会の確立」に向けて、次の3つの施策を実行します。

- 施策1 ごみの発生抑制
- 施策2 食品ロスの削減
- 施策3 再使用の推進

#### 施策1 「ごみの発生抑制」について

◇市民 3R（リデュース・リユース・リサイクル）についての考え方を理解し、リサイクルよりも2R（リデュース・リユース）の取り組みを優先し、環境にやさしい（簡易包装やごみの発生が少ない製品等）ものの選択や、買い物時のマイバッグやマイボトル等の持参により不要な買い物袋を減らしたりすることで、ごみの発生抑制に努めます。

##### 【市民の役割】

- 3Rの考え方の理解
- お出かけ時のマイバッグやマイボトル等の持参
- 簡易包装やごみの発生が少ない製品等の選択

◇事業者 ごみをできるだけ発生させない商品づくりや販売を行うことや、マイバッグの利用者に対する割引や利用者へレジ袋削減を促す仕掛けづくり、また廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育を実施することでごみの発生抑制に努めます。

##### 【事業者の役割】

- ごみをできるだけ発生させない商品づくりや販売と提供
- レジ袋の有料化、マイバッグ持参によるポイント付与など利用者へレジ袋削減を促す仕掛けづくり
- 廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施
- 顧客に向けたPR活動

◇行政 市民や事業者に対して、3Rの実践を通して普及・啓発を行うことや、リサイクルよりも2Rの取り組みを優先的に取り組んでもらえるよう、2Rによる効果、実践方法を啓発・教育し、ごみの発生抑制につながる環境づくりに努めます。

##### 【行政の役割】

- 2Rとリサイクルの実践の普及・啓発
- 環境教育・環境学習の実施
- ごみの発生抑制を促す仕組みづくり
- 特定事業者\*等による廃棄物減量化等計画書の義務付け



施策2 「食品ロスの削減」について

◇市民 賞味期限切れや作りすぎ等が原因で捨ててしまう食品（食品ロス）がなるべく発生しないよう、食品の保存に関する正しい考え方を身に付けることや計画的な買い物を実施することで、食品ロスの削減に努めます。

【市民の役割】

- 計画的な買い物や食べ切りの実践
- 賞味期限・消費期限の正しい理解
- 生ごみの水切りの徹底

◇事業者 食品ロスがなるべく発生しにくいように、小分け商品の販売や小盛りメニューの導入等を実施することで食品ロスの削減に努めます。

【事業者の役割】

- 食品ロスが発生しにくい、小分け商品などの販売
- 小盛りメニューの提供など食べ切り協力店による利用者への啓発
- 食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用（食品リサイクル法の遵守）

◇行政 食品ロスについての周知の徹底や、食べ切りを推進している事業者へのインセンティブの働く環境を市民・事業者に対して提供します。

【行政の役割】

- 食品ロス削減の意識を醸成する広報・啓発、学びの場の提供
- 食品ロスを再利用できる場の提供
- 飲食店が食べ切りを推進するための仕掛けづくり
- スーパー等の食品廃棄物の分別・リサイクルしやすい環境づくり
- 食べ残し抑制推進・認定店制度の導入
- 行政・市民・事業者の3者協働による食品ロスの啓発やイベントの実施

取り組み例

フードドライブの実施（食品ロス）	対象となるごみ
<p>食品ロス削減による食品廃棄物の減量を図るため、フードドライブの実施を推進・支援します。</p> 	<p>生活系ごみ 事業系ごみ</p>

食べ残し抑制推進・認定店制度の導入（食品ロス）	対象となるごみ
<p>外食時や宴会での料理の食べ残しや家庭での食品ロス削減に向けた取り組みを推進するために、食べ残し抑制推進・認定店制度の導入を行います。</p> 	<p>事業系ごみ</p>



## 水切りについて



本市では、平成29年度の生活系ごみ(もやすごみ)のうち、約20,000t/年、事業系ごみ(可燃ごみ)のうち、約18,000t/年の生ごみが排出され、紙ごみと同様高い割合を占めています。

水切りするとどうなるの? ⇒ **約10%**のごみの削減に繋がります。

また、水切りを行うと、悪臭や腐敗の防止やごみの減量化にも繋がります。

### 水切りの方法紹介

生ごみを出す前に  
ひと絞り「水切り」



水に濡らさない



乾かす

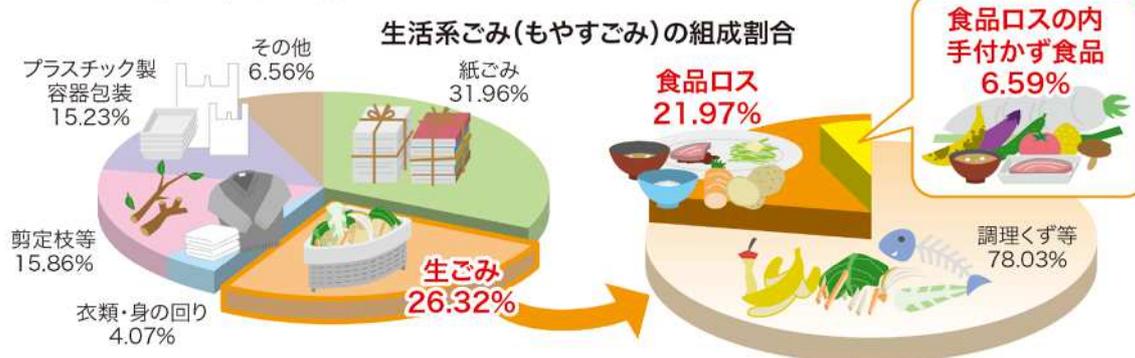


## 食品ロスについて



「食品ロス」とは、まだ食べられるのに、捨てられる食べ物をいいます。

本市では、平成29年度の生活系ごみ(もやすごみ)のうち、約4,500t/年、事業系ごみ(可燃ごみ)のうち、約4,100t/年の食品ロスが発生しています。



### 食品ロス削減のポイント(例)

#### 市民

- ①必要なモノを必要なだけ(買いすぎない)
- ②賞味期限と消費期限の理解(使い切る)
- ③食材を有効活用しよう(食べ切る)



#### 事業者

- ①30・10運動の周知または啓発
  - 料理の注文は適量を
  - 乾杯後30分間食事
  - 食べない料理は譲る
  - お開き10分前は食事を
- ②食べ残しの持ち帰りの対応
- ③小盛メニューの提供など



施策3 「再使用の推進」について

◇市民 ものを長く使用することや、リユースショップなどに販売し、再度別の購入者に使ってもらうことで、ものの再使用の推進に努めます。

【市民の役割】

- 古着等の資源集団回収への排出
- リターナブルびん\*の利用
- 民間リユースショップ、フリーマーケットの活用

◇事業者 繰り返し使用できるリターナブルびんの利用・販売やリユース食器の利用、衣類等を資源回収へ排出、実施することで、ものの再利用の推進に努めます。

【事業者の役割】

- 飲食店などによるリターナブルびんの販売・回収
- リユース食器の利用促進
- 簡易包装やごみの発生が少ない製品等の選択

◇行政 不用品の再使用の取り組みやリサイクルプラザの利用推進を行うことで、ものの再使用のしやすい環境を市民・事業者に対して提供します。

【行政の役割】

- 不用品の再使用の取り組みの推進
- 西宮市リサイクルプラザ（粗大ごみ展示・活用施設）の利用推進
- 図書館で活用できなくなった図書の市民への無料配布

ごみの減量のためには、一人ひとりが  
日常生活や事業活動の中で  
ごみを減らす意識を持ち、  
それを行動に移すことが重要です。

行政が主体となって市民や事業者と協働し、  
さまざまな取り組みを推進することで、  
ごみを発生させない社会を目指します。



西宮市観光キャラクター みにやっこ

みやたん

©たかいよしかず



## 第2節 基本方針2

### 基本方針 2

# 分別の徹底とリサイクルの推進

「分別の徹底とリサイクルの推進」に向けて、次の2つの施策を実行します。

- 施策1 分別の徹底
- 施策2 リサイクルの推進

#### 施策1 「分別の徹底」について

◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。

【市民の役割】

- 排出・分別ルールの厳守
- 環境学習講座や施設見学会に積極的に参加

◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。

【事業者の役割】

- 産業廃棄物の適正処理や法令厳守
- 廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施
- 再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底
- 環境学習講座や施設見学会の開催及び参加

◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。

【行政の役割】

- 分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供
- 不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布
- 再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり
- プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進

#### 取り組み例

市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ
<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■ 実施開始時期：令和7年1月</p> <p>■ 規制対象となる古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業活動に伴い発生する紙くずのうち、一般廃棄物に該当するもの</li><li>・ 上記のうち、再資源化が可能なもの</li></ul>	事業系ごみ



施策2 「リサイクルの推進」について

◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。

【市民の役割】

- 店頭回収の利用
- 集団回収への参加

◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。

【事業者の役割】

- 店頭回収実施の協力
- 古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用

◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。

【行政の役割】

- 集団回収団体の活動促進や奨励
- 店頭回収の利用促進
- 資源物持ち去り行為禁止の徹底
- 古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり
- 事業系古紙の民間リサイクルルートの確立
- 常設リサイクルステーションの設置
- びんのリサイクル率の向上

取り組み例

事業系古紙リサイクルシステムの構築	対象となるごみ
<p>事業系の古紙回収は、小規模事業者等の少量排出事業者からの回収とオフィス雑紙の回収が挙げられます。</p> <p>「事業所内での回収」や「古紙回収拠点の設置」等、事業者が排出した古紙をリサイクルに繋げるシステムを構築し、導入します。</p> 	<p>事業系ごみ</p>

産業廃棄物の適正処理



産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃油、廃プラスチック類、金属くずなど20種類の廃棄物を意味し、一般廃棄物と分けて排出しなければなりません。

廃棄物処理法第3条に、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、排出事業者の適正処理の義務が明確化されています。したがって、排出事業者は法律に基づき、自ら適正に処理するか、産業廃棄物処理の許可を得た業者に処理を委託しなければなりません。

**排出事業者は  
産業廃棄物を  
適正に処理する  
義務があります**



## ごみ袋のいろいろ



本市では、「その他プラ」は透明袋で出していただいておりますが、「もやすごみ」は袋の指定を行っていません。近年、大多数の自治体が、ごみ減量、資源化を推進するために、「〇〇市指定ごみ袋」と印字されたごみ袋指定制度を導入しています。ごみ袋の指定の仕方にはいろいろあり、それぞれの特徴を示します。

中が見えない!



黒い袋

### 有料指定袋



収集や処理の費用を袋代に加えることにより、市民のみなさんにごみを排出するコスト意識を持っていただき、分別や減量が促進されます。

★本市はこちらを採用しました

### 指定袋



収集や処理の費用を袋代に加えていませんが、袋を指定することにより、分別や減量が促進されます。

### 色指定袋



市販のごみ袋で色や透明度を指定します。透明度のある袋を採用すると中が見えることにより、分別の意識が高まります。

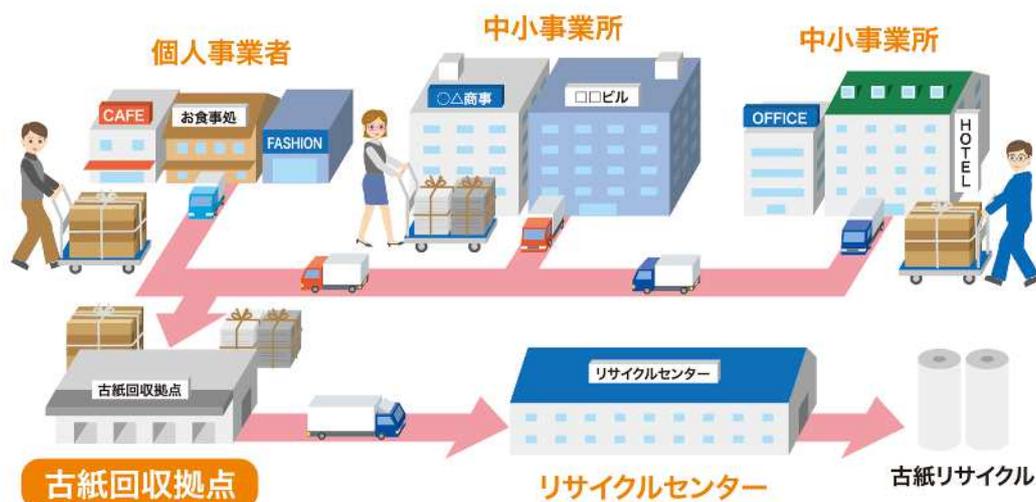
また、指定袋の導入により、ごみ収集作業の迅速化と安全性が確保されます。

## 事業者の共同リサイクル



「事業者の共同リサイクル」とは、個人事業者や中小事業所から排出される古紙等を複数の事業者や古紙回収業者と協力し、適正なリサイクルルートで処理することです。

また本市では、「事業所内での回収」や「古紙回収拠点の設置」等、事業者が排出した古紙をリサイクルに繋げるシステム(事業系古紙リサイクルシステム)の構築、導入を目指します。



## 第3節 基本方針3

### 基本方針

### 3

## 適正で効率的なごみ処理体制の構築

「適正で効率的なごみ処理体制の構築」に向けて、次の3つの施策を実行します。

- 施策1 効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進
- 施策2 ごみの適正処理の啓発
- 施策3 美しいまちづくりの推進

### 施策1 「効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進」について

施策を推進するために市は次の5項目について実施していきます。

#### (1) 環境にやさしいごみ処理体系の構築

収集・運搬時、ごみ処理時に発生する温室効果ガスの削減等、環境にやさしいごみ処理体系を構築します。

#### (2) 市民が排出しやすい収集体系の環境づくり

高齢化社会や社会情勢に応じた市民がごみを排出しやすい環境づくりをするために分別区分や排出方法を検討します。

#### (3) 安定的・効率的なごみ処理を推進するための施設整備計画

焼却施設は西部総合処理センターと東部総合処理センターの2施設体制で、ごみ処理が滞らない安定的な処理を継続していますが、西部総合処理センター焼却施設の老朽化による代替え施設の整備が必要になっています。ごみ処理の継続と環境負荷の少ない施設を計画し整備します。

また、粗大ごみや不燃ごみの処理は西部総合処理センター破碎選別施設の老朽化による代替え施設の整備が必要になっています。リサイクルの更なる向上に向けた施設を計画し整備します。

#### (4) 処理困難物等

スプリングマットレス、タイヤ、有害物などの適正処理困難物\*を適正に処理できるように処理ルートや処理方法を検討します。また、水銀廃棄物処理対応についても、処理方法や処理ルートの確保の情報収集に努め、情報の提供に努めます。

#### (5) 最終処分量低減の推進

焼却残渣や破碎残渣等の再利用等も検討し、最終処分量を低減するための方策を検討します。



## 施策2 「ごみの適正処理の啓発」について

◇市民・事業者 廃棄物処理について理解を深めることにより、適正なごみ処理に努めます。

### 【市民、事業者の役割】

- 廃棄物処理についての理解
- 排出・分別ルールへの厳守（市民）
- 一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底（事業者）

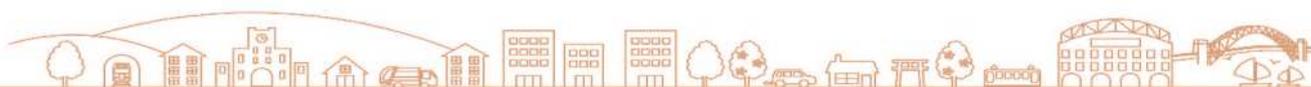
◇行政 広報・啓発や情報提供、不適正排出者への指導を実施します。

### 【行政の役割】

- 適正処理の広報・啓発、学びの場の提供
- 不適正排出の排除
- 搬入物の展開検査\*や不適正排出事業者に対する個別指導の実施

## 取り組み例

各世代に応じた情報発信の展開	対象となるごみ
<p>ごみの適正処理について、若者から高齢者まで幅広く関心をもってもらうため、行政からの情報をインターネットや啓発冊子（リーフレット等）の配布を通じて周知を図ります。</p> 	生活系ごみ
<p>中小事業所向けの業種別資源化促進ガイドブック等の作成・配布</p> <p>事業系ごみは様々な業種の事業者から排出されるため、事業者の業種によって排出されるごみ量や組成も異なります。従って、適正な処理や資源化促進のための業種別資源化促進ガイドブックを作成し、配布します。</p> 	事業系ごみ
<p>2R・3R推進に関する活動を行う個人・団体・事業者の表彰制度の創設</p> <p>廃棄物等の2R・3Rに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を上げている者を表彰することによりこれらの活動を奨励し、2R・3Rの推進を図るため、表彰制度を創設します。</p> 	生活系ごみ 事業系ごみ



### 施策3 「美しいまちづくりの推進」について

◇市民・事業者 地域美化活動の参加や、ポイ捨て、不法投棄\*をなくすことにより美しいまちづくりに努めます。

#### 【市民、事業者の役割】

- 地域美化活動や「わがまちクリーン大作戦」への参加
- ポイ捨て、不法投棄の禁止
- ごみ集積場所の適正管理及び清潔保持

◇行政 地域と連携して美化活動の企画や実施、不法投棄のされにくい環境を提供します。

#### 【行政の役割】

- 地域と連携して美化活動の企画と実施への支援
- 不法投棄をされにくい環境づくり

## まちに捨てられたプラスチックごみ



毎年6月と12月に、美しいまちづくりを行うために、地域が協力して公園や海岸を掃除する「わがまちクリーン大作戦」を行っています。

最近、目立つごみとして、プラスチックごみがあります。プラスチックは軽く、丈夫な素材として、さまざまな生活用品に使われています。

しかし、プラスチックは紫外線により劣化しやすく、ごみとして、公園や海岸に捨てられたプラスチックは細かく砕かれ、マイクロプラスチックという小さい粒子となります。海へ流れ込む際にPCBなどの有害



わがまちクリーン大作戦の様子

物質を吸着したマイクロプラスチックは魚などに摂取され、食物連鎖により人間の健康に影響することが懸念されています。世界的にも問題視され、プラスチック袋等の使用禁止を始めた国や地域もあります。



## 地域による環境学習活動



エココミュニティ会議は、地域の様々な団体が集まり、環境を切り口として地域づくりについて話し合い、活動する場で、現在は21地域で発足しています。活動には、地域の子どもから大人までの幅広い世代が参加しており、地域づくりを担う次世代の育成にもつながっています。

ここでは、活動事例を2つ紹介します。

### 活動事例1

学文エココミュニティ会議では、平成19年度より、地域特性課題の解決に向けた取り組みの一環として、学文地域内の食料品量販店(協力店:4店舗)、自治会、小・中学校などの協力の下、「マイバッグ持参運動」をスタートさせました。

毎年7月と12月の強化月間には、地域内でチラシの回覧やポスターの掲示を行っているほか、協力店での啓発のぼりの掲揚、店内アナウンスによる呼びかけ、中学生が作成した「オリジナルマイバッグ」の貸出など、様々な方法で啓発を行っています。その結果、現在では、マイバッグの持参率が9割を超える協力店も出てきました。

その他にも、学文地域内行事、プレーパークなどで子ども達に地球温暖化について考えてもらうためにクイズを設けるなど、次世代の環境活動を担う育成にも取り組んでいます。



学文地域内でのイベントの様子

### 活動事例2

甲東エココミュニティ会議では、「ごみの減量」をテーマとして、様々な活動を行っています。

1. ごみ減量強化月間の実施
2. ごみ減量等推進員\*を中心とした「ごみの減量」などに関する研修会や情報交換会の開催
3. 若年層向けの学習の場として、環境活動作品展の開催

甲東エココミュニティ会議は、平成19年度発足当初から毎年11月を「ごみ減量強化月間(ごみ減量キャンペーン)」として、各自治会、ごみ減量等推進員の協力の下、各地域において回覧やごみステーション等へのポスター掲示による啓発活動を実施しています。

また、子どもの学習の場として、環境活動作品展の開催や地域まつりで発生するごみの分別指導を子ども達と一緒に取り組んでいます。



活動紹介ポスター



参考：現状の施策一覧

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして534名(平成30年度)が活動(平成8年度から実施)
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設(リサイクルプラザ)を設置(平成11年度竣工)し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
		「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施(平成20年度から実施)
	啓発情報の発信	市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
		「事業系廃棄物適正処理ハンドブック」の作成・配布
	地域清掃活動	6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施		
資源の持ち去り行為の防止	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進(平成29年度から実施)	
不法投棄対策	国・県・市の関係16機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施(平成6年度から実施)	
	ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」*の導入(令和2年度から実施)	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供



施策種別	施策の名称	施策の内容
生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	指定袋制度の導入	もやすごみとその他プラの排出時に使用のごみ袋を市が指定するごみ袋に限定（令和4年度から実施）
	生ごみの減量	「生ごみ3きり運動*」の推進（平成29年度から実施）
		フードドライブの実施（平成29年度から実施）
		西宮市食品ロス削減パートナー制度*（令和3年度から実施）
	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付（平成9年度から実施）
	ごみの資源化	ペットボトルの分別収集・資源化（平成11年度から実施）
		その他プラの分別収集・資源化（平成25年度から実施）
		使用済小型家電の拠点回収・資源化（平成29年度から実施）
		古紙回収拠点の設置（令和4年度から実施）
	民間事業者との連携によるリユース推進	繰り返し利用可能な容器にて商品を販売する循環型ショッピングプラットフォーム「L o o p」*の導入（令和4年度から実施）
民間企業が展開するプラットフォーム「おいくら」・「ジモティー」・「メルカリ」を活用した市民のリユース活動を促進（令和4年度から実施）		
事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制
	指定袋制度の導入	可燃ごみの排出時に使用のごみ袋を市が指定するごみ袋に限定（令和4年度から実施）
	事業系ごみの減量・資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握
		多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導
		事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催
		西宮市食品ロス削減パートナー制度（令和3年度から実施）
	事業系古紙の資源化	古紙の分別排出の徹底及び減量に関する周知啓発・指導 古紙回収拠点の設置（令和4年度から実施）
	搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施（平成24年度から実施）
	店頭回収への協力	販売店の店頭での紙バック等の回収運動について広報等に協力
市役所内の減量・資源化	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・ペットボトル・廃プラスチックの分別・資源化、各フロアへの分別ごみ箱の設置	
市の処理施設における資源化	ごみ焼却余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用*（昭和54年度から実施）
	不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化（昭和55年度から実施）

